

付議事件及び審議結果

令和2年10月定例会

令和2年10月21日上程

議案第14号	可燃ごみ処理に関する事務の受託の廃止について	10月23日可決
議案第15号	クリーンセンター条例中一部改正について	10月23日可決
議案第16号	令和元年度上田地域広域連合一般会計決算認定について	10月23日認定
議案第17号	令和元年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算認定について	10月23日認定
議案第18号	令和元年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算認定について	10月23日認定
議案第19号	令和元年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について	10月23日認定
議案第20号	令和2年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号）	10月23日可決
議案第21号	令和2年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第1号）	10月23日可決

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第 14 号 可燃ごみ処理に関する事務の受託の廃止について
議案第 15 号 クリーンセンター条例中一部改正について
- 第 5 議案第 16 号 令和元年度上田地域広域連合一般会計決算認定について
議案第 17 号 令和元年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算認定について
議案第 18 号 令和元年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算認定について
議案第 19 号 令和元年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について
- 第 6 議案第 20 号 令和 2 年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 21 号 令和 2 年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 一般質問
 - (1) 広域連合行政について 宮 下 省 二 議員
 - (2) 広域連合行政について 石 合 祐 太 議員

本日の会議に付議した事件

日程第1から第8まで

出席議員（23名）

第1番	石合祐太	君
第2番	松尾卓	君
第3番	金子和夫	君
第4番	斉藤達也	君
第5番	平林千秋	君
第6番	長越修一	君
第7番	宮下壽章	君
第8番	金井とも子	君
第9番	井澤毅	君
第10番	原栄一	君
第11番	宮下省二	君
第12番	飯島伴典	君
第13番	阿部貴代枝	君
第14番	横山好範	君
第15番	森田公明	君
第16番	宮沢清治	君
第17番	金沢広美	君
第18番	土屋勝浩	君
第19番	池田総一郎	君
第20番	半田大介	君
第21番	久保田由夫	君
第22番	小宮山定彦	君
第23番	吉川まゆみ	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

広域連合長 土屋陽一君

副広域連合長 ○東御市長 花岡利夫君
○青木村長 北村政夫君
○長和町副町長 高見澤高明君
○坂城町長 山村弘君

広域連合監査委員 後藤菊夫君

事務局 ○事務局長 両角功君
○消防長 越浩司君
○会計管理者 小林薫君
○事務局
総務課長 青木卓郎君
○事務局
企画課長 柳澤亮君
○事務局
介護障がい
審査課長 大森敏弘君
○事務局
ごみ処理
広域化
推進室長 佐藤安則君
○消防次長
(兼)
予防課長 宮島良明君
○消防次長
(兼)
上田中央
消防署長 堀池正博君
○消防本部長
総務課長 佐藤文昭君
○清浄園所長 山越晃君
○丸子
クリーン
センター
所長 下村孝之君

○東 クリーン部
ク リ ー タ ー 長
セ ン タ ー
所

高 藤 博 幸 君

○消 防 本 部
警 防 課 長

石 井 重 男 君

事 務 局 米 沢 正 君

本会議

午前10時30分 開 会

- * 議長（土屋勝浩君） ただいまから令和2年10月上田地域広域連合議会定例会を開会します。
これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- * 議長（土屋勝浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今定例会の署名議員には、議長において、11番宮下省二議員、19番池田総一郎議員を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

- * 議長（土屋勝浩君） 次に、日程第2、諸般の報告を行います。
監査委員から報告のありました例月出納検査結果については、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

日程第3 会期の決定

- * 議長（土屋勝浩君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。
今定例会の会期は、本日から10月23日までの3日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- * 議長（土屋勝浩君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3日間と決定いたしました。

広域連合長挨拶

- * 議長（土屋勝浩君） ここで、広域連合長から挨拶があります。
土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

- * 広域連合長（土屋陽一君） 皆さん、おはようございます。
本日ここに、令和2年10月上田地域広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のなか御出席を賜りまして誠にありがとうございます。
はじめに、新型コロナウイルスの感染状況と、それに対する取組について御報告させていただきます。
長野県内の感染者総数は、300人を超え、上田保健福祉事務所管内では4月8日に最初の感染者が確認されて以降90人に迫る状況となっております。

政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を5月25日には全国的に解除しましたが、7月下旬から第2波ともいべき感染が全国的に拡大しました。上田保健福祉事務所管内でも、8月中旬以降、クラスターが発生するなど、感染者が急増したため、8月25日、緊急に臨時の正副広域連合長会を開催し、上田地域の危機的な状況について情報を共有するとともに、感染拡大防止を図るため、広域連合関係市町村の連携により重点的な啓発活動が行われました。

さて、国の経済情勢につきましては、9月24日の月例経済報告によると、景気は「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。」との判断が示されました。

関係市町村においても、社会経済活動と感染症拡大防止対策の両立を図る動きが本格化しつつあります。

このような中、10月1日からは東京発着のGo To Travelが追加され、県内観光地の人出についても回復傾向にあると思われまます。また、海外との往来も緩和される見込みで、これらに伴う景気の回復を期待するところですが、引き続き、感染拡大の防止策を徹底してまいりたいと考えております。

また、この場をお借りして、医療の最前線で従事されている皆様、住民の日常生活を支えていただいている全ての皆様に対し、改めて謝意と敬意を表しますとともに、先の見えない新型コロナウイルスとの闘いの中、感染拡大防止のため住民お一人おひとりが「新しい生活様式」を引き続き実践していくことを重ねてお願い申し上げます。

それでは、当広域連合の重要課題や事業等について、それぞれ取組の一端を述べさせていただきます。

まず、最重要課題である資源循環型施設建設について申し上げます。

本年4月21日に報告をいただきました「資源循環型施設検討委員会」の協議結果を受け、広域連合では「資源循環型施設建設の基本方針」を策定いたしました。

この基本方針では、ごみの減量・再資源化の他、施設の基本条件や環境対策さらには地域に貢献する施設のあり方などについて示しており、今後は、地域住民の皆様と安全・安心に関する話し合いを引き続き行っていくとともに、資源循環型施設建設を契機とした周辺地域の「まちづくり」についても、協議を開始することとしております。

広域連合では、この基本方針とともに、今後、科学的データの検証により、安全・安心を確保するための取組を行う「環境影響評価」への着手について説明する、住民説明会を開催してまいりました。

まずは、建設候補地周辺の自治会の協力を得て、8月23日に上塩尻自治会及び秋和自治会、8月29日に下塩尻自治会を対象とした説明会を開催いたしました。また、諏訪部自治会の協力は得られませんでした。9月6日に諏訪部地区在住の住民の皆様及び事業所の方々、下沖振興組合の皆様を対象とした説明会を開催いたしました。その後、9月27日に上田市西部地区、10月1日と5日には上田圏域全体を

対象とした説明会を開催いたしました。

さらに、秋和の上田卸商業協同組合の皆様や多くの女性が活躍されている「うえだ共同参画ネット」の構成団体の皆様に対しても説明をさせていただきました。

説明会に参加された方々からは、「なぜ清浄園用地が建設候補地となったのか」、「様々な処理施設を受入れてきた過去の経緯からこの場所に建設すべきではない」といった意見もいただきましたが、「現施設の維持費の高騰を踏まえ、新施設を早急に建設すべきだ」、「早く環境影響評価に着手し科学的データに基づく説明をしてほしい」、等の意見も数多くいただきました。また、清浄園用地は過去に水害が発生している場所であり、水害対策に関する御意見・御質問もたくさんいただきました。

広域連合では、これら説明会での御意見をしっかり受け止め、今後の資源循環型施設建設事業に活かしてまいりたいと考えております。

また、環境影響評価につきましては、説明会開催の内容を受け、地元関係団体で構成する資源循環型施設建設対策連絡会の皆様にも御理解を得られたことから、今年度中に着手することといたしました。

今後も、科学的な見地からの情報を分かりやすくお伝えしながら、地元の皆様との信頼関係を築き、安全・安心な施設建設に向けた取組を進めてまいります。

関連して上田、丸子、東部クリーンセンターについて申し上げます。

各クリーンセンターに搬入されております可燃ごみにつきましては、平成24年度以降減少傾向にあったものが、令和元年度には増加に転じてしまいましたが、本年9月末現在の3クリーンセンターの合計搬入量は2万113トン、昨年同期と比較して3.0%、621トンの減少となっております。

今後も、関係市町村と連携し、広報誌などによる啓発活動や、クリーンセンターにおける内容物の展開検査を継続実施することなどにより、「ごみ減量・再資源化」を推進してまいります。

また、3クリーンセンターとも、稼働開始から27年以上が経過しており施設の老朽化が進んでいることから、資源循環型施設が整備されるまでの間は、焼却炉を始めとした施設・設備への負荷軽減を図りながら、精密機能検査等の結果に基づき、計画的な修繕と点検を実施し、安全・安心な施設の運営と延命化に努めてまいります。

清浄園の運営状況について申し上げます。

し尿汚泥の処理は、平成30年度から上田市からの受入れのみとなっておりますが、更に公共下水道や合併処理浄化槽による水洗化の普及により、処理量は年々減少傾向にあります。

令和元年度のし尿量は、年間約2万4,800キロリットル、1日当たり約67.8キロリットルとなり、前年比約3.0%の減少となりました。

また、施設建設から既に22年余が経過し、設備の老朽化が進み、機器の故障や不具合が増加する中、計画的なメンテナンスの実施により施設の維持管理の安定化に努めると共に、昨年度においては運転管理に係る技術支援業務を専門業者に委託し、廃止を見据えた必要最小限の修繕や施設管理方法について助言を受け、効率的な修繕及び施設運営ができるよう取り組みました。

更に施設の安全管理についても、可燃ガスや臭気の常時監視をはじめ、修繕工事における安全管理の徹底を行うと共に、安全対策の強化に努めました。

上田市においては、し尿前処理下水道投入施設の受入れについて、近く地元下之条自治会に最終判断していただくこととなっており、施設廃止までの間、引き続き、安全対策に万全を期すとともに、効率的かつ適切な施設管理や信頼される施設運営に努めてまいります。

次に、地域医療対策について申し上げます。

上田地域における重要課題の一つであります、第二次救急医療体制の推進に向けた取組につきましては、長野県が行った「上小医療圏地域医療再生計画」に基づく継続事業として、上田地域広域連合ふるさと基金を活用して、医師等の医療従事者養成に係る事業や輪番制病院の負担軽減を図るための補助事業などを実施しております。

その成果といたしまして、信州上田医療センターの医師数が、本年10月1日現在、研修医を含めて74人となっており、昨年4月と比較して6人増となり、着実に医師確保が図られていると捉えております。

また、救急車を必要とする患者の当圏域外への年間搬送割合につきましては、平成25年度は14.2%であったものが、令和元年度は12.0%と2.2ポイント減少しており、取組の成果が表れてきているところであります。

今年度、病院群輪番制病院等補助事業のうち、同救急搬送収容事業補助金の基準額を見直し、改定することにより、病院群輪番制病院と後方支援病院である信州上田医療センターへの支援の充実につなげ、第二次救急医療体制の更なる整備を図ってまいります。

また、同運営事業補助金、同後方支援事業補助金の基準額につきましても、支援の充実を図るために、関係市町村と改定に向けての協議を進めております。

これらの取組により、引き続き、上小医療圏での二次医療完結を目指して取り組んでまいります。

次に、広域的な幹線道路網構想・計画に関連して申し上げます。

去る6月24日、「上小・諏訪地域間高規格道路建設促進期成同盟会」の会長として、副会長の金子ゆかり諏訪広域連合長とともに、国土交通省及び関東地方整備局に対して、「上田諏訪連絡道路（仮称）」の整備に係る要望を行ってまいりました。

本道路が整備された暁には、沿線地域の産業振興が図られるだけでなく、物流上も重要な道路として、北関東地域や中京・関西方面への利便性の改善向上が図られることとなり、経済振興及び地域活性化につながることを期待されます。

また、国土強靱化の観点からも、本道路は災害発生時に、現在の道路交通網を補強するものとして重要な役割を担うこととなります。

現在、国において新たな広域道路ネットワークに関する検討が進められており、今後も諏訪広域連合及び長野県とも連携を図りながら、情報収集に努め、必要な取組を行ってまいります。

次に、広域的な観光振興について申し上げます。

広域連合では、構成市町村などと情報共有・連携を図りながら、広域的な観光振興に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、首都圏を含め県外のお客様に向けた広域的な観光キャンペーンについては、実施を見送っているところであります。

しかしながら、昨年の台風19号から今回の新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている上田地域の観光復興に向け、今できる観光施策に取り組んでおります。

その一つとして、今年で3年目になる「信州うえだ地域ソフトクリーム巡りスタンプラリー」を、18店舗の御協力をいただき、7月23日から11月3日までの約4か月間実施をしております。この企画は、上田地域各所の特色あるソフトクリームをきっかけとして、この地域を知っていただき、また、地域を周遊していただくこと、更には経済効果にもつながることを目的としております。本年も大勢の皆様にご参加いただき、上田地域内の観光促進の一助となっているものと考えております。

また、上田地域の観光情報を紹介するホームページ「信州うえだ地域観光ナビ」の閲覧者のうち、6割以上の方が、スマートフォン等のモバイル端末から閲覧いただいている状況を踏まえ、モバイル端末から閲覧・操作しやすい表示となるよう改修を行い、10月から運用を開始しております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、関係市町村及び関係諸団体と情報共有・連携を図り、観光振興施策に取り組んでまいります。

図書館情報ネットワークについて申し上げます。

上田地域図書館情報ネットワーク、通称エコールは、市町村の枠を越え、地域住民の多様な生活実態に即して、書籍等の貸出、返却、予約等のサービスを加入図書館等のどこからでも行えるサービスとなっており、図書館の利用促進が図られています。

年度当初は、新型コロナウイルス感染症対策のため、関係市町村の図書館につきましては、市町村のそれぞれの判断に基づき、一時、閉館の措置が行われました。

この閉館期間中においても、エコールの機能によるインターネット予約により、一部の図書館を除いて、図書の貸出しを継続して行うことができました。

今後も利用者の要望・意見を反映しながら、ネットワークサービスの充実を図ってまいります。

上田創造館について申し上げます。

上田創造館は、圏域の児童・生徒をはじめ、地域住民の皆さまに広くご利用いただいておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、上田市における公共施設の休館の取扱いに準じ、4月11日から6月1日まで閉館といたしました。

再開後は、利用者の皆様に基本的な感染防止対策をお願いするとともに、館内各所に手指消毒液を配置するほか、貸館スペースについて通常定員の半分以下程度での御利用を呼びかけるなどしております。

また、主催する行事・イベントについては、不特定多数の方が密になるおそれのあるものは中止し、参加者の把握ができる事前予約によるワークショップなどを企画実施するなど、感染予防に配慮して行っております。

なお、施設の使用料の取扱につきましては、感染症拡大防止を理由に創造館の利用をキャンセルされた場合、当面の間キャンセル料は徴収しないこととし、また、既に納めていただいた使用料等につきましても、全額還付することといたしております。昨年度中に、令和2年度の施設予約と使用料の前納をしていただいた方につきましては、キャンセルされた際、今年度中に還付する必要があることから、本定例会において、当該還付見込額の補正予算をお願いしております。

次に、斎場について申し上げます。

令和元年度の大星斎場の火葬件数は2,011件で、前年度に比べ112件増加し、一方、依田窪斎場につきましては537件で、前年度に比べ23件減少しました。

斎場は住民生活にとって不可欠な施設であり、その機能を絶えず維持する必要から、長期的な計画に基づき修繕を実施し、安定した維持管理に努めております。

なお、現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から利用人数の制限、マスクの着用、換気の徹底など感染防止に万全を期し、安心して利用できる斎場運営を心掛けております。

今後、火葬件数については、団塊世代の高齢化に伴い増加傾向で推移することが予想されます。引き続き適切に斎場運営が行われるよう計画的な施設改修に努めるとともに、指定管理者や関係市町村との連携を密にし、利用者ニーズに応えられる質の高いサービスの提供に努めてまいります。

次に、広域消防について申し上げます。

最初に、救急・救助業務について申し上げます。

本年9月末現在の救急出動件数は、昨年同期と比較して、824件減少の6,648件となりました。

梅雨明けが遅れたことにより、夏季における救急出動件数が減少したことも一因と推測されますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として住民の皆様が行動の自粛をしたことも影響しているものと推測されます。

しかしながら、救急出動件数につきましては、今後も、年間1万件前後の高い水準で推移していくことが予測されていることから、9月には救急車利用方法のリーフレットを全戸配布し、圏域住民の皆様には、救急車の適切な利用方法について御理解いただくとともに、「コロナ禍」にあっても緊急時においては、救急車の利用をためらうことの無いよう、広報に努めたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、従前より感染防止対策に万全を期しておりますが、当圏域における7月からの感染症の発生状況と、これから冬季を迎えることを踏まえ、去る9月11日には講師を招き感染症対策の学習会を開催し、あらためて感染防止対策に努めているところでございます。

続いて、救助出動件数につきましては、9月末現在、昨年同期と比べて1件減少の59件で、全体の約4割が交通事故によるものでした。

近年、長雨やゲリラ豪雨による、河川の氾濫や決壊、土砂崩れなどの自然災害が猛威を振るい、救助活動に困難を極める現場も多くなっています。

それに加え、新型コロナウイルス感染症の流行により、災害現場においても、より感染に注意した活動が求められています。

この様な社会情勢の中、先日、10月18日に東御市において長野県総合防災訓練が予定されておりましたが、大幅な規模縮小となり、長野県消防相互応援協定に基づく県内各消防本部の応援隊が参加する連携訓練も中止となりました。

しかしながら、大規模災害発生時には応援隊の要請も必要となることから、当広域消防本部が主体となって、県内一部の消防本部の協力を得て、受援訓練を実施し、県内外の応援部隊の受入れ態勢について確認を行ったところでございます。

次に、火災予防について申し上げます。

火災予防につきましては、「住宅及び事業所の防火対策の推進」を重点施策として取り組んでおりますが、本年に入り管内では住宅火災の出火原因として、電気に起因するものが多く発生していることから、電気火災に関する予防啓発用のチラシを作成し、自治会の回覧板や公民館等への掲示による周知を図ったところであり、今後とも、車両やメディアを活用した火災予防広報を合わせて実施し、住宅防火対策の推進に努めてまいります。

また、事業所における防火対策としまして、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を啓発し、立入検査等を通じ、防火安全対策の推進に取り組んでまいります。

以上、当広域連合の取組の一端について申し上げます。

今定例会に提案いたしました議案は、事件決議案1件、条例案1件、決算認定4件、補正予算案2件の計8件でございます。

事件決議案、条例案につきましては、関係市町村と協議いたしました上田地域広域連合規約の変更に伴うもので、東御市北御牧地域の可燃ごみ処理につきまして、当広域連合の処理する事務とすることにより、現在、川西保健衛生施設組合から受託している可燃ごみ処理に関する規約の廃止及びクリーンセンター条例の一部を改正するものであります。

また、令和元年度一般会計・特別会計の決算につきましては、このほど監査委員の審査が終了いたしましたので、決算審査意見書をはじめ関係書類を添えて提案いたします。

決算額は、一般会計・特別会計の合計で、歳入合計49億41万円余、歳出合計46億5,333万円余で、実質収支は2億4,707万円余の黒字となりました。

それぞれ提案いたしました内容につきましては、関係職員から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第4 議案第14号及び議案第15号

* 議長（土屋勝浩君） 次に、日程第4、議案第14号 可燃ごみ処理に関する事務の受託の廃止についてから議案第15号 クリーンセンター条例中一部改正についてまで2件一括議題とし、提案者の説明

を求めます。

両角事務局長。

[事務局長 両角 功君登壇]

* 事務局長（両角 功君） 議案第14号 可燃ごみ処理に関する事務の受託の廃止について及び議案第15号 クリーンセンター条例中一部改正については関連する議案でございますので、一括して御説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。最初に、議案第14号 可燃ごみ処理に関する事務の受託の廃止について御説明いたします。東御市北御牧地域の可燃ごみの処理につきましては、川西保健衛生施設組合、川西清掃センターの操業停止後、平成31年4月1日から本年11月30日までの間、当広域連合と同組合とで事務委託に関する規約によりまして、当広域連合で処理を受託し、東部クリーンセンターで焼却処理を行っております。また、現在施設整備が進められている佐久市・北佐久郡環境施設組合の佐久平クリーンセンターは、本年夏頃から試運転を開始し、本年12月1日から本格稼働の予定となっております。

これに伴い、川西保健衛生施設組合では、可燃ごみ等の処理を終了することとなりますが、北御牧地域の可燃ごみ処理につきましては、当広域連合の共同事務として当広域連合規約を変更し、東部クリーンセンターでの処理とするため、当広域連合各構成市町村のさきの9月議会において議決をいただき、当広域連合規約の変更手続が整いましたので、地方自治法第252条の14第2項の規定により、同組合と当広域連合の事務委託に関する規約を廃止する規約について、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

附則でございますが、施行日を令和2年12月1日とするものでございます。

次に、議案第15号 クリーンセンター条例中一部改正について御説明申し上げます。議案集の2ページ及び議会資料の1ページをお願いいたします。改正の趣旨でございますが、上田地域広域連合規約を変更し、東御市北御牧地域の可燃ごみの処理を当広域連合の共同事務とするにあたり、東部クリーンセンターにおいて処理するため、クリーンセンター条例の一部を改正するものでございます。

変更内容につきましては、クリーンセンター条例第4条の表中、当クリーンセンターの処理区域の括弧書き、「(ただし、旧北御牧村の地域を除く。)」を削除いたしまして、処理区域を北御牧地域を加えた東御市とするものでございます。

附則でございますが、施行日を令和2年12月1日とするものでございます。

以上、議案第14号 可燃ごみ処理に関する事務の受託の廃止について及び議案第15号 クリーンセンター条例中一部改正についてを説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

* 議長（土屋勝浩君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

日程第5 議案第16号～議案第19号

* 議長（土屋勝浩君） 次に、日程第5、議案第16号 令和元年度上田地域広域連合一般会計決算認定についてから議案第19号 令和元年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定についてまで4件一括議題とし、提案者の説明を求めます。

青木総務課長。

[事務局総務課長 青木卓郎君登壇]

* 事務局総務課長（青木卓郎君） 議案第16号 令和元年度上田地域広域連合一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

お手元の令和元年度歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願います。会計別決算一覧表の一番上、一般会計の歳入でございますが、予算現額は20億7,790万5,000円、収入済額は21億589万9,701円で、予算現額と比較し2,799万4,701円、1.0パーセントの増でございました。

次に、歳出でございますが、予算現額は歳入と同額の20億7,790万5,000円に対しまして、支出済額は19億5,133万5,233円、執行率は93.9パーセントでございました。

歳入総額から歳出総額を差し引いた額、形式収支につきましては1億5,456万4,468円の黒字決算となりました。

ここで、実質収支について申し上げますので、歳入歳出決算書の38ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、表の3段目、歳入歳出差引額は1億5,456万4,468円ございまして、実質収支額につきましても同額となっております。

それでは、一般会計決算の内訳、主なものについて歳入から申し上げます。歳入の説明は、歳入歳出決算書の事項別明細書で申し上げますので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の11ページ、12ページをお願いいたします。まず、款1分担金及び負担金、項1負担金の収入済額15億3,314万2,481円は、目1一般管理運営費負担金から13ページ目の目8クリーンセンター費負担金まで、いずれも規約に基づく関係市町村からの負担金でございます。

続いて、13ページ、14ページをお願いいたします。下側になりますが、款2使用料及び手数料、項1使用料の収入済額5,686万8,116円でございますが、目1総務使用料の825万9,196円は、上田創造館の使用料で、令和元年度中6,270件、16万3,283人の利用がある中で、前年度決算額より364万1,994円の減額となりました。

15ページをお願いいたします。目2衛生使用料の収入済額4,860万8,920円は、主に斎場使用料等で、前年度決算額より141万1,000円の増となりました。令和元年度の火葬件数は、大星斎場では2011件と対前年比112件の増、依田窪斎場では537件と対前年比23件の減となっております。

次に、項2手数料の収入済額2億9,143万3,469円は、清浄園のし尿処理手数料が2,232万6,669円、投入量の減少により、昨年比65万3,940円の減となりました。

また、上田、丸子、東部の3クリーンセンターのごみ処理手数料につきましては2億6,908万800円と、

前年比710万7,280円の増となりました。

各クリーンセンターの可燃ごみ搬入量でございますが、恐れ入りますが、別冊の令和元年度上田地域広域連合主要施策の成果及び予算の執行実績報告書の13ページから15ページを御覧ください。13ページ、項5クリーンセンター費、目1上田クリーンセンター費の2、可燃ごみ搬入量の状況に記載のとおり、令和元年度中の上田クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量は2万9,629トンで、前年比558トン増加、次の14ページの丸子クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量は6,374トンで、前年比144トン増加となっております。また、次の15ページ、東部クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量は3,725トンで、前年比496トン増加となりました。

歳入歳出決算書にお戻りください。15ページ、16ページをお願いいたします。款4財産収入、項1財産運用収入の収入済額285万4,850円のうち、目1財産貸付収入282万3,130円の主なものは、旧伝染病舎土地の上田市立産婦人科病院敷地としての貸付料191万8,960円と、上田創造館の自動販売機設置に係る貸付料82万8,748円でございます。

目2利子及び配当金の3万1,720円は、まちづくり研究基金と老人福祉基金の運用益でございます。

款5繰入金、項1基金繰入金の収入済額450万7,000円は、まちづくり研究基金から繰入金430万3,000円と、老人福祉施設バルポートまるこ入居者への居住費補助金に対する老人福祉基金からの繰入れで、20万4,000円でございます。

17ページをお願いいたします。特別会計繰入金の収入済額5,421万1,000円は、病院群輪番制病院に係る補助金に対するふるさと基金特別会計からの繰入れでございます。

款6繰越金の収入済額1億4,277万9,366円は、前年度からの繰越金でございます。

款7諸収入、項1雑入、目1地方交付税配分金の収入済額1,440万7,000円は、丸子クリーンセンターの施設整備に係る起債の元利償還金に対する交付税措置分でございます。

次の目2雑入の収入済額569万6,419円は、団体生命保険取扱事務費、上田創造館ソフト事業参加費などでございます。

次に、歳出について申し上げます。説明につきましては、別冊の主要施策の成果及び予算の執行実績報告書によりまして、特段なもの、主なものについて申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。款1議会費、項1議会費の支出済額224万9,273円は、広域連合議会の活動、運営等の経費で、特段のものはございません。なお、令和元年度は定例会2回、臨時会2回を開催いたしました。

続いて、2ページをお願いいたします。款2総務費の支出済額は2億9,710万231円で、執行率は97パーセントでございました。

項1総務管理費、目1一般管理費の支出済額は1億4,314万1,033円で、主なものは事務局職員12人分の人件費のほか、中ほどの(5)、委託の状況の一番上、情報ネットワーク保守管理委託料223万4,320円、次の財務会計システム保守等委託料126万8,760円及びこのページの一番下の(7)、基金の状況で、ま

ちづくり研究基金への積立金などでございます。まちづくり研究基金の状況につきましては、記載のとおり、令和元年度中191万8,960円の積立てを行い、事業に充てるため430万3,000円を取り崩したもので、年度末現在高は1億88万7,517円となりました。

なお、総務費の一般管理費の中で流用がございましたので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の19ページ、20ページを御覧ください。20ページ、右側の備考欄に記載のとおり、1報酬から7賃金へ116万4,000円の流用でございます。流用の内容につきましては、当初は嘱託職員1人の雇用を予定しておりましたが、臨時職員としての雇用となったため、相当分の報酬額を賃金に流用したものでございます。

主要施策の成果報告書にお戻りください。3ページをお願いいたします。目2公平委員会費でございますが、委員3人に係る事務費が主なもので、特段のものはございません。

その下、目3企画費でございますが、支出済額は1,565万1,872円で、この主なものは、(4)、広報紙発行に記載の年4回発行しております広域連合広報紙の印刷製本費241万8,160円、6負担金補助及び交付金に記載の広域的な観光振興事業といたしまして、広域観光パンフレットの作成や観光キャンペーンスタンプラリー事業などに係る上田地域観光協議会への負担金744万4,000円でございます。

4ページをお願いいたします。目4図書館情報ネットワーク費の支出済額は2,576万30円でございます。主なものは、(1)、委託の状況及び(2)、使用料及び賃借料の状況に記載のとおり、図書館情報ネットワーク機器の維持管理等業務委託料797万8,800円と、システムホストコンピューター保守管理等業務委託料373万5,960円及び機器の賃借料などでございます。

なお、図書館情報ネットワーク費の中で流用がございましたので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の23ページ、24ページを御覧ください。24ページ、右側の備考欄に記載のとおり、13委託料から22補償補填及び賠償金へ18万7,000円の流用でございます。流用の内容につきましては、図書館配送車の事故において、相手方車両の損害賠償金を支払うこととなったため、相当分を流用したものでございます。

主要施策の成果報告書にお戻りください。4ページをお願いいたします。次に、項2選挙費、その下の項3監査委員費でございますが、それぞれの委員に係る事務費が主なもので、特段のものはございません。

続いて、5ページ、6ページをお願いいたします。項4創造館費の支出済額は1億1,222万2,236円で、6ページの一番上、(4)、委託の状況の1段目、指定管理者である上田市地域振興事業団への指定管理料9,440万円が主なものでございます。

7ページをお願いいたします。款3民生費の支出済額でございますが、1,976万5,365円で、執行率は96.6パーセントでございました。

項1社会福祉費、目1障害者介護給付費等審査会費の支出済額は1,947万8,515円で、この主なものは障害者介護給付費等の審査判定に係る経費で、審査委員10人の報酬及び職員人件費でございます。

続いて、項2老人福祉費、目2老人福祉費の支出済額は28万6,850円でございます。これは、陽寿荘及び徳寿荘から老人福祉施設ベルポートまるこへ入居されている3人の方への居住費補助金でございま

す。

老人福祉基金の状況でございますが、（２）、基金の状況を御覧ください。老人福祉基金は令和元年度中20万4,000円の取崩しを行いまして、年度末現在高は4,255万7,000円でございます。

次に、８ページの款４衛生費でございますが、支出済額は16億940万456円で、執行率は94.8パーセントでございました。

項１保健衛生費、目１保健衛生総務費の支出済額は１億586万1,320円でございます。この主なものは、病院群輪番制に係る各種補助金でございます。

その下、項２斎場費、目１大星斎場費の支出済額は7,169万5,876円で、主なものは、次の９ページ、（６）、委託の状況に記載の指定管理者である株式会社信州さがみ典礼への指定管理料5,947万400円、（７）、工事請負の状況に記載の事務室断熱改修等工事114万2,640円などでございます。

目２依田窪斎場費の支出済額は3,909万7,330円で、主なものは（５）、施設修繕の状況に記載の火葬炉設備修繕442万8,000円、待合室修繕345万6,000円のほか、（６）、委託の状況に記載の指定管理者である株式会社信州さがみ典礼への指定管理料2,999万6,800円などでございます。

10ページをお願いいたします。項３清掃費の支出済額3,092万379円は、資源循環型施設の建設、ごみ処理広域化の推進に係る事務的経費でございまして、目１清掃総務費は職員人件費が主なものでございます。

目２ごみ処理広域化推進費の770万9,495円でございますが、主なものはページの下ほど、（３）、委託の状況に記載の資源循環型施設整備に係る技術支援業務委託の660万円でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。項４清浄園費、目１清浄園費の支出済額は２億3,914万4,434円で、支出の主なものは、職員人件費をはじめ施設の運転、維持管理に係る薬品類等の消耗品費、燃料費、光熱水費のほか、次の12ページ（６）、施設修繕の状況に記載のとおり、制御装置等の設備修繕など、合計6,005万5,852円、（７）、委託の状況に記載の各種委託料の合計1,612万7,737円などでございます。

なお、清浄園費の中で流用がございましたので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の29ページ、30ページを御覧ください。30ページ、右側の備考欄に記載のとおり、給料から１報酬へ5万4,000円の流用でございます。流用の内容につきましては、嘱託職員の単価が変更になったことにより予算に不足が生じたため、相当分の報酬額を報酬に流用したものでございます。

主要施策の成果報告書にお戻りいただき、13ページをお願いいたします。項５クリーンセンター費の支出済額11億2,268万1,117円は、上田、丸子、東部の３つのクリーンセンターに係る職員人件費、施設の管理運営経費及び施設の維持、延命化を図るために計画的に行ってきております焼却プラントの修繕費などでございます。

目１上田クリーンセンター費の支出済額は５億5,570万9,892円で、主なものは、13ページ中ほどの（４）、施設修繕の状況に記載のとおり、２号炉排ガスダクト更新修繕の8,800万円、１号炉ストーカ架

台修繕の4,070万円など、またその下の（５）、委託の状況にございますが、運転管理委託料1億660万2,000円が主なものでございます。

なお、上田クリーンセンター費の中で流用がございましたので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の31ページ、32ページを御覧ください。32ページ、右側の備考欄に記載のとおり、2給料から1報酬へ5万5,000円の流用でございます。流用の内容につきましては、嘱託職員の単価が変更になったことにより予算に不足が生じたため、相当額を報酬に流用したものでございます。

主要施策の成果報告書にお戻りください。14ページをお願いいたします。目2丸子クリーンセンター費の支出済額は2億9,039万8,781円で、主なものは、14ページ中ほどの（４）、施設修繕の状況に記載の各種修繕合計で1億189万2,256円、その下の委託の状況に記載の各種委託料の合計1億3,487万7,270円でございます。

なお、丸子クリーンセンター費の中で流用がございましたので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の33ページ、34ページを御覧ください。34ページ、右側の備考欄に記載のとおり、11需用費から13委託料へ155万5,000円の流用でございます。流用の内容につきましては、焼却施設修繕の増工により工期が延長し、運転管理業務委託料が増額したため、相当分を需用費から流用したものでございます。

主要施策の成果報告書にお戻りいただき、15ページをお願いいたします。目3東部クリーンセンター費の支出済額は2億7,657万2,444円で、主なものは、15ページ中ほどの（３）、施設修繕の状況に記載の各種修繕合計で1億3,154万9,120円、その下の（４）、委託の状況に記載の各種委託料の合計1億1,210万5,476円でございます。

なお、東部クリーンセンターの中で流用がございましたので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の33ページ、34ページを御覧ください。備考欄の下側になりますが、34ページ、右側の備考欄に記載のとおり、13委託料から18備品購入費へ2万円の流用でございます。流用の内容につきましては、当初購入を予定していた消火器のうち、薬品庫に設置するものについて特殊な消火器が必要になったため、相当分を委託料から流用したものでございます。

主要施策の成果報告書にお戻りください。16ページをお願いいたします。款5公債費、項1公債費、目1負担金の支出済額2,261万2,599円は、丸子クリーンセンターにおける廃棄物処理施設整備事業債の元利償還金でございます。

最後に、財産について申し上げますので、歳入歳出決算書の39ページ、40ページをお開き願います。上田地域広域連合一般会計財産に関する調書、土地及び建物総括表でございますが、取得、処分等の異動はございませんでした。

続いて、43ページをお願いいたします。2、物品でございますが、表の下から2行目、霊柩車が1台減となっております。これは、大星斎場の霊柩車が登録5年を経過し減価償却のため、重要物品から外れたものでございます。

44ページの3、基金でございますが、上田地域広域連合まちづくり研究基金及び老人福祉基金の状況

につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上、議案第16号 令和元年度一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（土屋勝浩君） 柳澤企画課長。

[事務局企画課長 柳澤 亮君登壇]

* 事務局企画課長（柳澤 亮君） 議案第17号 令和元年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

お手元の令和元年度歳入歳出決算書の47ページ、48ページをお願いいたします。まず、歳入について申し上げます。表の歳入合計でございますが、予算現額は1億37万5,000円、収入済額は1億1,083万480円で、予算現額と比較し1,045万5,480円、10.4パーセントの増でありました。

次に、歳出について申し上げます。49ページ、50ページをお願いいたします。歳出合計ですが、予算現額は歳入と同額の1億37万5,000円に対しまして、支出済額は8,680万7,382円で、執行率は86.5パーセントでございました。歳入総額から歳出総額を差し引いた額につきましては2,402万3,098円となりました。

ここで、実質収支について申し上げますので、58ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額は2,402万3,098円でございます。実質収支額につきましても増額となっております。黒字決算となりました。

続きまして、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書で御説明申し上げます。まず、歳入について申し上げます。53ページ、54ページをお願いいたします。款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金の収入済額は19万4,436円で、ふるさと寄附金の運用益でございます。

款2繰越金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の収入済額は9,410万9,000円で、ふるさと基金からの繰入金でございます。

款3繰越金は、前年度からの繰越金で、1,616万7,044円でございます。

款4諸収入、項1雑入の収入済額は36万円で、看護師修学資金支援事業補助金の返還金でございます。

次に、歳出について申し上げます。55ページ、56ページをお願いいたします。併せまして、別冊の主要施策の成果及び予算の執行実績報告書、17ページのふるさと寄附金特別会計を御覧いただきたいと思っております。款1項1目1市町村振興整備事業費の支出総額は8,680万7,382円でございます。主なものといまして、節13委託料では、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書の17ページ、(1)にお示しいたしましたように、上田地域広域連合広域計画に基づき計画、実施した事業で、その他広域的な地域活性化事業といたしまして、スポーツレクリエーション祭2019事業に係る経費でございます。

続きまして、節19負担金補助及び交付金につきましては、(2)にお示しいたしましたが、地域の医療機能の維持等に対する支援に関する事業といたしまして、信州上田医療センターが初期研修医養成に係る費用を支援する信州上田医療センター初期研修医養成支援事業補助金と、地域周産期母子医療センターの産科等の勤務医師が、5年以上勤務した場合に支給する医師長期勤務報奨金、上田市医師会が実

施する看護師修学資金支援事業に対する補助金及び信州まつもと空港利用促進協議会負担金で2,539万5,000円でございます。

節21貸付金の600万円につきましては、(3)に記載のとおり、信州上田医療センターの産科、小児科、麻酔科等の医師確保と定着化を図るため、同病院に勤務する常勤医師に対する財政的な支援として、研究資金を小児科医2名、産科医1名、麻酔科医1名、計4名に貸与いたしました。

次に、節28繰出金の支出済額5,421万1,000円につきましては、(4)に記載のとおり、二次救急医療体制を充実させるため、病院群輪番制病院等救急搬送事業及び後方支援事業を実施するにあたりましての一般会計への繰出金でございます。

ふるさと寄附金の状況につきましては、一番下の(5)、基金の状況に記載のとおり、令和元年度中事業に充てるため、9,410万9,000円を取り崩し、年度末現在高は9億2,868万8,216円となりました。

最後に、財産について申し上げますので、歳入歳出決算書の59ページをお願いいたします。ふるさと寄附金特別会計財産に関する調書でございます。1、債権ですが、信州上田医療センターの常勤医師に対する研究資金貸与金といたしまして、4名に貸与いたしました。そのため、債権は600万円の増となりましたが、勤務実績により貸与金が返還免除となる規則に基づき、全額減といたしました。そのため、決算年度末現在高は0円でございます。

2、資金でございますが、先ほども申し上げましたが、決算年度中、地域の医療機能の維持等に対する支援に関する事業に充てるため、現金の部分で9,410万9,000円を取り崩したことにより減額となり、年度末現在高は9億2,868万8,216円となりました。

以上、議案第17号 令和元年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（土屋勝浩君） 大森介護障がい審査課長。

[事務局介護障がい審査課長 大森敏弘君登壇]

* 事務局介護障がい審査課長（大森敏弘君） 議案第18号 令和元年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算について御説明申し上げます。

お手元の令和元年度歳入歳出決算書の61、62ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額は2億2,228万円、収入済額は2億2,229万1,761円で、予算現額と比較し1万1,761円の増でありました。

次に、63、64ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額は歳入と同額の2億2,228万円に対しまして、支出済額は2億675万6,594円、執行率は93.0パーセントでありました。歳入歳出差引き残額は1,553万5,167円となりました。

ここで、実質収支について申し上げますので、74ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額は1,553万5,167円ございまして、実質収支につきましても同額となり、黒字決算となりました。

続きまして、介護保険特別会計決算の内訳、主なものについて歳入から申し上げます。歳入の説明は、事項別明細書で申し上げますので、歳入歳出決算書の67、68ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1目1負担金の収入済額2億945万6,000円は、規約に基づく関係市町村からの負担金でございます。

款2繰越金の収入済額1,282万3,452円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出について申し上げます。説明は別冊の主要施策の成果及び予算の執行実績報告書によりまして、主なものについて申し上げますので、よろしくをお願いいたします。18ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の支出済額は7,863万2,833円で、主なものは職員7人分の人件費のほか、(2)、介護相談員派遣等事業に係る相談員10人の報酬、(3)、委託の状況に記載のとおり、要介護認定支援システムの保守業務委託料187万5,096円、(4)、使用料及び賃貸借の状況に記載の要介護認定支援システム賃借料780万9,048円などがございます。

19ページをお願いいたします。項2目1介護認定審査会費の支出済額は6,785万1,916円で、主なものは、介護認定審査会の審査委員60人分の報酬及び介護認定に係る主治医意見書の作成手数料などがございます。

項3目1認定調査費の支出済額は6,027万1,845円で、主なものは、介護認定調査員(嘱託職員)19人分の人件費及び(3)、委託の状況に記載の認定調査業務委託料590万7,748円でございます。

以上、議案第18号、介護保険特別会計決算について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

* 議長(土屋勝浩君) 佐藤消防本部総務課長。

[消防本部総務課長 佐藤文昭君登壇]

* 消防本部総務課長(佐藤文昭君) 議案第19号 令和元年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について御説明申し上げますので、歳入歳出決算書77、78ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。77ページ、最下段の歳入合計欄を御覧ください。予算現額は24億5,851万7,000円に対しまして、78ページ、最下段、歳入合計欄の収入済額は24億6,139万6,777円、収入済額は予算現額に比べまして287万9,777円、率にいたしまして0.1パーセントの増でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、79ページをお願いいたします。最下段の歳出合計欄を御覧ください。予算現額は24億5,851万7,000円、80ページを御覧いただき、支出済額は24億844万786円、執行率は98パーセントでございます。この結果、歳入歳出差引き残高は、80ページ、表の欄外に記載どおり、5,295万5,991円となり、次年度に繰り越しております。

続きまして、歳入の明細を御説明申し上げますので、83ページ、84ページを御覧ください。83ページ、表の上から4行目、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、予算現額、84ページになりますが、収入済額、これはともに21億7,232万1,000円で同額でございます。

続きまして、83ページ中ほどの款2使用料及び手数料、項1手数料、目1消防手数料の収入済額でござ

ございます。これは、84ページ、中ほどでございます。328万5,350円でございます、危険物施設及び火薬類等の許可申請の手数料でございます。

同じく、83ページ中ほどの款3 県支出金、項1 委託金、目1 消防費委託金、収入済額は84ページ中ほどの13万円。これは、県から移譲されました許可事務などへの県からの特例処理事務交付金でございます。

同じく、83ページ、下から4行目になります。款4 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入、収入済額は84ページになります。114万2,035円、これは行政財産の貸付といたしまして、各署に自動販売機を設置しているものでございます。

同じく83ページ、一番下の行になります。款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、収入済額は84ページ、3,571万6,099円、平成30年度からの繰越金でございます。

次に、85、86ページをお願いいたします。85ページ、上から4行目になります。款6 諸収入、項1 雑入、目1 地方交付税配分金でございます。収入済額は次の86ページになりますが、7,245万5,000円でございます。

同じくその下、目2 雑入でございます。収入済額は4,414万7,293円となります。

続きまして、85ページ、下から2行目の款7 連合債、項1 連合債、目1 消防債でございます。収入済額は86ページ、1億3,220万円、これは上田中央消防署の消防ポンプ自動車及び丸子消防署の救助工作車、これらの購入に係る起債でございます。

以上、予算現額の歳入合計は、85ページの最終行、24億5,851万7,000円、収入済額の歳入合計は86ページ、最終行になります。24億6,139万6,777円でございます。

続きまして、歳出の明細について御説明申し上げます。87、88ページをお願いいたします。併せまして、別冊の主要施策の成果及び予算の執行実績報告書、これは20から22ページを一緒に御覧ください。87ページの表の上から3行目になります。款1 消防費、項1 消防費、目1 消防費、これの予算現額は22億721万5,000円、支出済額は88ページ、一番左でございますが、21億6,034万1,040円、執行率は97.9パーセントでございます。

それでは、87ページの右から2列目の節ごとに主なものを御説明いたします。節2の給料から節4 共済費までは、消防職員200人に係る人件費でございます。

次の節8 報償費から節12 役務費までは、例年どおり、特段ございません。

続きまして、節13 委託料でございます。支出済額は88ページ、一番左の列になります。5,867万9,526円、執行率は97.6パーセントでございます。

主なものを御説明いたしますので、主要施策の成果の21ページ、(4)、委託の状況、これを御覧ください。中段の高機能消防指令装置の保守業務委託2,053万円余り、また下から3行目の上田南部消防署のはしご付消防ポンプ自動車オーバーホール業務委託2,138万円余りなどがございます。

再び決算書の87、88ページにお戻りいただき、続きまして節の15 工事請負費でございます。支出済額

は88ページ、1,125万292円、執行率は99.7パーセントでございます。

再び主要施策の成果、21ページをお願いいたします。(5)の工事請負の状況を御覧ください。主なもので、上田南部消防署女性仮眠室等の新設工事で1,042万円余りでございます。

再び決算書にお戻りいただきまして、続きまして節18の備品購入費でございます。支出済額は88ページになります。1億6,003万5,606円、執行率は99.6パーセントです。

主なものといたしましては、主要施策の成果、21ページ、(6)の備品購入の状況を再び御覧いただきたいと思っております。一番上から、上田中央消防署の消防ポンプ自動車4,455万円、丸子消防署の救助工作車1億1,000万円、2台とも地方債を活用してございます。

決算書にお戻りいただきまして、節19負担金補助金及び交付金でございます。支出済額は969万4,573円、執行率は92.2パーセントでございます。

主なものは、再び主要施策の成果の22ページの(7)番、負担金補助及び交付金の状況、これを御覧ください。3段目から6段目、職員の資質や技術向上を図るための救急救命士の養成研修所の負担金、また気管挿管、薬剤投与等の病院実習の負担金、消防大学校及び長野県消防学校入校負担金がございます。

続きまして、再び決算書87ページ、下から2行目になります。款2公債費について御説明申し上げます。公債費全体の支出済額は88ページになります。2億4,809万9,746円となっております。

次に、89ページを御覧ください。上から2行目の目1元金、支出済額は90ページになります。2億4,505万5,446円となっております。

同じく、その下、目2の利子でございます。支出済額は90ページになります。304万4,300円となっております。

以上、予算現額の歳出の合計は89ページ、一番下の行であります。24億5,851万7,000円、支出済額の歳出合計は90ページ、最終行になります。24億844万786円、執行率は98パーセントでございます。

以上、議案第19号 令和元年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

監査委員の報告

* 議長(土屋勝浩君) ここで、監査委員から審査意見の報告を求めます。

後藤代表監査委員。

[代表監査委員 後藤菊夫君登壇]

* 代表監査委員(後藤菊夫君) 監査委員の後藤でございます。令和元年度上田地域広域連合一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況について審査した結果を御報告申し上げます。

お手元に去る10月8日、広域連合長に報告をいたしました決算審査意見書の写しを申し上げますので、それに基づいて説明をさせていただきます。

最初に、3枚ほどおめくりいただきまして、審査意見書の1ページを御覧いただきたいというふうに思います。まず、審査の対象であります、令和元年度上田地域広域連合一般会計をはじめとする3つの特別会計の歳入歳出決算と政令で定める書類及び3つの基金の運用状況について審査をいたしました。審査の期間は、令和2年6月12日から8月27日まで実施をいたしました。

審査の方法でございますが、審査にあたっては、一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書、これらが法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて、例月出納検査結果及び決算審査調書等に係る関係書類に基づき審査を行いました。

次に、審査の結果でございますが、各会計の歳入歳出決算書及び証拠書類、その他政令で定める書類及び各基金の運用状況を示す書類の計数は正確であり、いずれも関係法令に準拠し作成されているものと認めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、2ページを御覧ください。決算の概要と審査意見を申し上げます。まず、決算の概要であります。最初に、一般会計の歳入においては、決算額は21億589万円余となり、前年度に比べ293万円余が減少いたしました。

歳出では、3クリーンセンターの維持修繕工事をはじめとする各施設の維持補修工事を実施したことに伴い、決算額は19億5,333万円余となりました。前年度と比較いたしますと1,472万円余、率にして0.75パーセントの減少となりました。

次に、特別会計でございます。歳入歳出ともに前年度と比較して増加の決算となりました。歳入決算額は27億9,451万円余で、前年度と比較して1億4,906万円余の増加でありました。

歳出決算額は27億200万円余で、前年度と比較し1億2,125万円余の増加となりました。これらの決算状況並びに前年度との対比について、数値表を3ページに掲載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、公債費の動向についてでございますが、令和元年度の起債元金償還額は、消防特別会計においては2億6,766万円でありました。元年度において、新たに消防特別会計で1億3,220万円の借入れがございました。令和元年度末の起債残高は14億6,982円余となり、前年度末と比較いたしますと1億3,546万円余の減少となりました。

続きまして、4ページをお願いいたします。審査意見を申し上げます。まず、1つとして、上田地域広域連合は、資源循環型施設の建設、地域医療対策、老朽化した各施設の延命化に向けた大規模な修繕など大きな事業や課題に取り組まれている中、特に地域医療対策では、医療体制の充実が図られるなど評価するところであります。これからも関係市町村及び関係機関との連携、調整を図りながら、適正かつ効率的に事業を推進していただきたいと思っております。また、事務事業の執行にあたっては、更なる事業内容の精査と経費削減に努め、効率的かつ健全な行財政運営に取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、2として、一般会計、特別会計を合わせた予算の執行状況は御覧のとおりであります。歳入

総額は49億41万8,719円、歳出総額が46億5,339万9,995円となりました。その結果、差引き残高は2億4,707万8,724円の決算となりました。審査対象の計数及び財務に関する事務の執行状況につきましては、適正であると認めました。また、財産及び基金についても適切に管理されておりましたので、御報告申し上げます。

次に、3として、予算執行の歳出の中で特に大きな割合を占める修繕費、委託料並びに工事請負費については、引き続き経費削減に向けた取組に努めていただきたいと思います。また、大規模修繕などにおける随意契約においては、見積りを再度精査する査定を引き続き取り入れていただき、予定価格の適正化に努めていただきたいと思います。

4つ目として、各施設においては、設備及び機器の老朽化が進み、維持管理に係る経費負担が増大する傾向にあることから、精密機能検査及び定期検査に基づく計画的な点検と適切な修繕により、管理運営と延命化に引き続き努めてほしいと思います。

5として、予算の流用につきましては、必要最小限度にとどめ、適切な事務処理に留意していただきたいと思います。

6として、基金の運用でございますが、今後においても運用収入の減額が見込まれることから、最も確実かつ安全で有利な方法での管理と運用に努めていただきたいと思います。

以上が総括的な審査意見でございます。

次の5ページからは、各会計ごとの審査報告でございます。主なところだけ申し上げますが、まず5ページ、6ページは一般会計の令和元年度に実施した主な事業と歳入歳出の決算状況でございます。

めくっていただきまして、7ページからは各所管の審査意見でございますので、これは後ほど御覧いただければと思います。

次に、8ページですが、中段のごみ処理広域化推進室につきましては、広域の業務の中でも資源循環型施設建設は最重要課題であり、早期実現に向け鋭意取り組まれている中でありますが、令和2年度においては環境影響評価へ着手するとともに、並行して建設候補地の測量調査が早期に実施されるよう、最大限努力して取り組んでいただきたいと思います。

次に、9ページをお願いします。9ページにつきましては、3クリーンセンターについて申し上げます。

めくっていただいて11ページにつきましては、大星、それから依田窪両斎場についての審査意見でございますので、これも後ほど御覧いただければと思います。

続いて、12ページをお願いします。ふるさと基金特別会計でございます。主な事業と決算状況は御覧のとおりでございますが、後段に審査意見がございますので、これも後ほど御覧いただければと思います。

続いて、次ページの13ページ、14ページにわたって介護保険特別会計でございます。主な事業と決算の状況、そして審査意見は御覧のとおりでございますが、特に介護認定調査員による認定調査件数の増

加が見られます。件数の動向を見極めながら、公正かつ的確な認定調査を行うため、引き続き必要な調査員の確保と調査技術の向上に努めてほしいと思います。

次の15ページからは、消防特別会計でございます。主な事業と次の16ページの決算状況は、御覧のとおりでございます。17ページに審査意見がございますので、これも後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、20ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。21ページは財産に関する調書になっておりますが、両調書ともいずれも適法に作成されておまして、その計数も正確であることを認めましたので、御報告申し上げます。

続いて、22、23ページは基金の運用状況でございます。22ページのふるさと基金、23ページのまちづくり研究基金並びに老人福祉基金は、いずれも適切に管理されておりました。運用状況を示す書類は、正確に作成されていると認めました。細部につきましては、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

最後のページには、起債借入れ及び残高の状況を参考として掲載をいたしました。これらも後ほど御覧いただければありがたいと思います。

最後に、議員各位をはじめ、理事者及び職員の皆さんの健康管理について、今後とも十分な配慮をしていただくとともに、新型コロナウイルス感染症などの予防対策を含め、健康面や安全管理面における対策等の実施につきましては、特に留意をしていただき、取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上、簡潔でございますが、令和元年度決算審査の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

* 議長（土屋勝浩君） これより議案第16号から第19号までの質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第6 議案第20号

* 議長（土屋勝浩君） 次に、日程第6、議案第20号 令和2年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

両角事務局長。

〔事務局長 両角 功君登壇〕

* 事務局長（両角 功君） 議案第20号 令和2年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の令和2年度上田地域広域連合一般会計・特別会計予算書の3ページをお願いいたします。条文予算でございますが、第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億6,803万4,000円と定めたいというものであります。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、12、13ページをお願いいたします。款2総務費、項4

創造館費、目1創造館費において64万5,000円の補正増でございます。創造館の使用料につきましては、予約された方が新型コロナウイルス感染症の防止を理由として、使用の予約を取消し・キャンセルする場合、前もって納めていただいた使用料は全額還付とする取扱いをしております。この令和2年度中の使用の予約につきましても、既にキャンセルされたものがございますが、新型コロナウイルス感染については、今後短期間に収束することは見込めない状況でございますので、使用予約のキャンセルが今後続くものと見られます。したがって、令和元年度中に令和2年度の予約に合わせて納めていただいた使用料につきましても、キャンセルに伴う還付が必要となることから、元年度納入分の還付処理のために、その見込額を計上したいというものであります。

次に、歳入歳出について御説明申し上げますので、10、11ページをお願いいたします。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金として64万5,000円の補正増でございますが、先ほど御説明した歳出予算に前年度繰越金を充てるものでございます。

以上、議案第20号につきまして御説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

* 議長（土屋勝浩君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

日程第7 議案第21号

* 議長（土屋勝浩君） 次に、日程第7、議案第21号 令和2年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

越消防長。

[消防長 越 浩司君登壇]

* 消防長（越 浩司君） 同じ補正予算書の17ページをお願いいたします。

議案第21号 令和2年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。条文でございますが、第1条は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ546万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億4,577万円と定めたいというものでございます。

それでは、歳出の内容から御説明申し上げますので、28、29ページをお願いいたします。款1消防費、項1消防費、目1消防費において546万7,000円の補正増をお願いしてございます。内容について御説明申し上げますので、29ページを御覧ください。今回、補正をお願いいたしますのは、まず節10需用費で消耗品費534万4,000円の補正増をお願いするものです。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、救急隊員が救急活動中に感染防止を図るために着用しております感染防止衣やマスク等が例年以上に必要となっていること、また、これまで以上の感染防止対策が必要とされることから、飛沫防止のためのフェースシールドやパーティションなど、新たな資機材を含めて購入をお願いするもの

でございます。

次に、節26公課費で12万3,000円の補正増をお願いしております。これは、自動車重量税に不足が生じたことから、補正増をお願いするものでございます。歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げますので、26、27ページにお戻りをいただきたいと思っております。まず、款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金で536万7,000円の増額をお願いしてございます。これは、この後御説明をいたします款9寄附金の増額と合わせまして、歳出と同額となるよう繰越金を調整してございます。

次に、新たに款9寄附金の科目を設定し、款9寄附金、項1寄附金、目1消防寄附金で10万円の増額をお願いいたします。これは、管内在住の方から寄附の申出がございまして、これを受けたことによる増額でございます。

以上、議案第21号 令和2年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

* 議長（土屋勝浩君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（土屋勝浩君） ここで午後1時まで休憩といたします。

午後 零時17分 休 憩

午後 1時00分 再 開

* 議長（土屋勝浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 一般質問

* 議長（土屋勝浩君） 日程第8、一般質問を行います。

まず、一般質問第1号、広域連合行政について、宮下省二議員の質問を許します。

宮下議員。

〔11番 宮下省二君登壇〕

* 11番（宮下省二君） 通告に従いまして、資源循環型施設建設について、上田地域広域連合議会、上田市議会合わせまして11回目の質問を行ってまいります。

まず最初に、土屋連合長、上田市長に伺います。上田地域広域連合の最重要課題であります資源循環型施設建設は、平成24年、上田地域広域連合清浄園敷地を資源循環型施設の建設候補地に提案をして以来、清浄園機能を上田市南部終末処理場内に移設するため、前連合長上田市長は、移設先である上田市下之条地区に出向いて、率先して地元交渉を進める必要がありました。当時、下之条地区からは、現施

設の臭気に対する強い要望があり、清浄園機能の移転交渉は難航が予想されておりました。しかし、前連合長上田市長は、地元の皆さんの切実な声に対して、現地を訪れることもなく終始対応されたため、地元の皆さんから猛反発を浴び、進展を図ることはできませんでした。

こうした中就任された土屋連合長、上田市長は、就任間もない6月には下之条地区を訪れ、地元の皆さんからのお話に真摯に耳を傾けられ、要望を受け止めて判断を行う現場主義の立場から、今日まで有言実行で交渉を進められてきました。清浄園機能の移設ができなかった場合には、資源循環型施設建設そのものを進めることができないわけであります。更に、東御市や長和町、青木村では、清浄園機能の移設に向けて代替施設を早急に設置し、稼働させるなど、最大限の御協力をいただいている中で、上田市の対応の遅れの改善が急務となっております。

そこで、まず最初に下之条地区における臭気対策を含む交渉の経緯はどうか伺います。

次に、清浄園機能の移設に伴う上田市南部終末処理場内し尿前処理下水道投入施設の設置に向けた交渉状況及び今後の進め方はどうか伺います。

次に、洪水対策を含め、地元要望への対応はどうか。更に、地元の皆さんとの合意等をまとめた協定書の締結はいつ頃を予定されているのか伺いまして、第1問といたします。

* 議長（土屋勝浩君） 土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 宮下議員の質問にお答えいたします。

上田地域広域連合圏内のし尿処理について、各構成市町村の責任において処理を行うという方針の下、東御市、長和町、青木村では、既に清浄園以外の施設で処理が行われてきております。上田市においては、下水道処理場の南部終末処理場敷地内にし尿前処理下水道投入施設を建設し、し尿と下水を一体的に処理する計画としており、平成27年から地元下之条自治会の皆様と協議を積み重ねてまいりました。その中で、私は平成30年4月に広域連合長あるいは上田市長に就任させていただいて以来、対応を続けてまいりまして、つながりが大切だということの信念に基づきまして、上田市長の立場として現地に赴き説明会等に出向き、自治会の皆様と積極的に対話をしてまいりました。

その中で、地元自治会の皆様から指摘されていた南部終末処理場の汚泥搬出作業時における臭気につきまして、平成30年6月に私も現地に赴きまして確認をし、抜本的な対策を行うよう担当部署に指示をいたしました。現在、汚泥搬出作業を全て建屋内で行うことができるよう、建屋の増築工事に着手しており、今後臭気対策については大幅な改善が図られるものと考えております。このように地元の地域住民の皆様との対話を重視し、併せて課題の解決に全力で取り組んだことによりまして、下之条自治会の皆様との信頼関係を築くことができたものと認識しております。

次に、し尿前処理下水道投入施設建設の下之条自治会の皆様との交渉でございますが、昨年度基本設計及び生活環境影響調査を実施する中で、その内容を下之条自治会の皆様にも御確認をいただき、御意見等を設計に反映するための検討会を3回にわたりまして開催いたしました。施設の設計や協定の締結、

地域振興について説明をさせていただきました。こうした取組を踏まえまして、本年7月には市長として施設の建設合意に係る申入れをさせていただきました。

8月には、住民説明会を開催いたしました。説明会では、下之条自治会から、市民にとって欠かせない施設であり、どこかが引き受けなければならないが、引き受けた自治会にもメリットがあるという理念の下に合意されれば、歴史的な第一歩となるのではないかというお話もいただいたところでございます。現在、施設建設受入れについて、下之条自治会の皆様の御判断を待つ状況になってきております。年内には最終的な局面を迎えるものと認識しております。施設建設への同意をいただくことができた際には、上田市において詳細設計、建設工事と順次事業を進めていくこととなります。

なお、し尿前処理下水道投入施設の計画地周辺は、100年に1度の洪水想定である国の河川整備の目標とする降雨による想定浸水の深さが最大5メートルとされていることから、洪水対策については、この深さを基準とした対策を検討しております。具体的には、重要機器の集まる電気室や中央監視室は施設の2階に配置するなど、浸水被害を最小限に抑える計画をしており、仮に被災しても、早期に復旧できるよう対策を講じてまいります。

そのほか地元要望への対応につきましても、昨年開催した検討会において、上田市から誠意を持って対応することを説明し、それを受けて下之条自治会から今年2月に9項目にわたる要望書をいただいております。今後、上田市において、要望いただいた内容の実現に向け、真摯に取り組んでまいります。また、下之条自治会との協定締結時期については、詳細設計などの事業の進捗状況を踏まえながら、自治会の皆様との話し合いの中で進めてまいります。

いずれにいたしましても、し尿前処理下水道投入施設の建設につきましては、上田市として地元である下之条自治会の皆様との信頼関係を大切にしながら確実に取り組んでおり、今後も清浄園機能の移転が順調に進むよう努めてまいります。

以上でございます。

* 議長（土屋勝浩君） 宮下議員。

[11番 宮下省二君登壇]

* 11番（宮下省二君） 御答弁をいただきました。

清浄園機能の受入れを前向きに御検討いただいております下之条地区の皆さんに、心から感謝申し上げますとともに、早期の協定書締結に期待を申し上げまして、次の質問に入ります。

現在稼働中のごみ焼却施設の老朽化に伴い、上田地域広域連合管内の3か所のクリーンセンターでは、施設の延命措置として、今年度5億1,000万円余を計上しており、今後毎年4億円程度の多額な修繕費を見込んでおります。新しい施設の完成までには、最短でも7年余の期間を要することから、最悪の場合、操業停止も視野に入れて対応する必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、前連合長上田市長は、在職4期目において地元対策で現地に行かれたのは、市長再選後の御挨拶のみで、交渉は下之条地区と同様に全て職員に一任をされておりました。本来、リーダーとは、困難

な案件に対しては、自ら先頭に立って交渉に臨み、決断する姿勢が求められるわけですが、変更して打開することはありませんでした。言い換えますと、法人や住民の皆さんからいただいた大切な税金を有効活用することができなかつたと言えます。平成29年度において、前連合長は建設工事の地元対策が不十分な中、資源循環型施設建設に向けた環境影響評価の予算を計上されました。しかし、執行することはかないませんでした。

こうした状況を認識された土屋連合長は、上田市長就任直後に諏訪部地区を全戸訪問され、更に専門家を加えた新たな資源循環型施設検討委員会を立ち上げられ、1年4か月で9回にわたり、環境に配慮した施設等について丁寧に協議を重ねてこられました。今月10月1日と5日の両日開催された資源循環型施設建設に関する説明会の状況と今後の対応について伺います。

次に、連合長は冒頭の広域連合長挨拶の中で、資源循環型施設建設に向けて環境影響評価を今年度中に着手するとの表明をされました。上田地域住民の皆さんの関心が最も高い最重要課題でありますので、改めて連合長から実施に至る思いも含め、見解を伺います。

また、業者の選定方法及び委託期間、内容、地元への説明等についても伺い、第2問といたします。

* 議長（土屋勝浩君） 土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 老朽化している3クリーンセンターについて、操業停止も視野に入れて対応する必要があるのではないかという質問でございますが、国内の多くのごみ焼却施設は施設の老朽化等により、施設稼働後20年から30年程度で更新されていっております。上田地域の3クリーンセンターについては、上田クリーンセンターは稼働開始から今年で35年、丸子クリーンセンターは29年、東部クリーンセンターは28年と、既に更新の時期を迎えております。3クリーンセンターとも定期的な精密機能検査の結果を基にした修繕計画により、適切な修繕を実施しているとともに、毎年行っている年次点検及び日常的な性能点検によりまして、操炉停止といった事態に陥らないよう適正な運営管理を行っております。

しかし、万一操炉停止となった場合には、まず圏域内の3クリーンセンターの相互応援対応によりまして、継続的なごみ処理に努めてまいります。同時に災害時相互応援協定による圏域外あるいは県内外の他施設での処理あるいは民間施設での処理も視野に入れて、対応を図ることが大切だと思います。最近の例ですと、長野広域連合が管理するごみ処理施設、ながの環境エネルギーセンターにおいて対応した事例がございます。いずれにしても、操炉停止となった場合には、圏域住民の皆様にも多大な御迷惑をおかけいたしますので、施設の適正な維持管理を継続的に進めていきたいと思っております。

次に、環境影響評価の内容、委託期間あるいは住民への周知でございますが、環境影響評価は配慮書、方法書、準備書、評価書の4つの手続に分かれております。今年度は、まず配慮書の手続を実施してまいります。配慮書の手続の内容は、事業の早期段階において、位置や規模等について複数案を設定し、重大な環境への影響について机上で比較、検討する手続となります。資源循環型施設においては、清浄

園用地を建設候補地として、建物の配置あるいは煙突の高さ等について複数案を設定する予定であります。また、環境影響評価の実施には専門的な知識が必要でありますので、コンサルタント業者に委託するということとなります。また、地元への周知については、各手続の公告、縦覧の期間中に住民説明会を実施するとともに、各手続の適切な時期に資源循環型施設建設対策連絡会の皆様を通じて情報提供してまいります。なお、配慮書の手続に係る委託期間は、今年度末と考えております。いずれにいたしましても、環境影響評価につきましては、長野県の条例に従いまして着実に進めてまいります。

また、10月1日、5日のサントミュージーゼでの説明会はどうだったのかということですが、資源循環型施設検討委員会の協議結果を受けて作成しました資源循環型施設建設の基本方針、これを基にして説明をし、環境影響評価への着手について説明する内容の説明会を開催いたしました。また、ここに至るまでは、冒頭の挨拶でもさせていただきましたけれども、上塩尻、秋和、下塩尻自治会、また下沖振興組合あるいは上田市西部地区、また諏訪部地域での説明会を行ってきた経緯がありますので、よろしく願いいたします。

また、10月1日と5日でございますが、それぞれ40名、43名の方々にお越しをいただきました。内容については、冒頭の挨拶にダブらせていただきますけれども、災害対策をする必要のない場所への建設をしてほしいとか、あるいは建設候補地の選定過程がよく分からないという意見もありましたが、地元への振興策を検討しながら早く進めてほしい。自ら出すごみの問題であり、圏域住民として、もっと前向きに考える必要がある。あるいは施設設備の構造や安全対策などといったハード面のお話と、地域のまちづくりのお話を分けて協議すべきではないかということもありましたが、前向きな御意見をいただいたというふうに捉えております。これらの説明会の開催を踏まえまして、環境影響評価の着手を判断いたしました。今後とも事業の進捗に伴い住民説明会等を開催し、圏域住民の皆様へ情報提供に努めてまいります。

また、環境影響評価を実施する思いでございますが、御指摘にもありましたけれども、過去3度にわたって環境影響評価に係る予算の減額措置をいたしました。これまで以上の停滞や後戻りがないよう慎重に事業を進めてきたからでありますので、議員の皆様方には御心配をおかけ申し上げます。その上で、連合長就任以来、一貫して地域住民の皆様との信頼関係を築いていくことが最も重要だという思いから、自ら直接皆様にお話し、文字どおり膝詰めで継続的に話を続けてまいりました。その結果、地元の資源循環型施設建設対策連絡会の皆様との信頼関係が、少しずつではありますが、築かれ、このたび環境影響評価着手について了解が得られたことにつながったと考えております。

広域連合にて平成11年、統合ごみ処理計画の方針が示されてから約20年、清浄園を候補地としてから約8年、この間議会の皆様からは、もっとスピード感を持ってなどの叱咤激励をいただいております。しかしながら、地元の皆様とは節目節目を大切にしながら、少しずつ歩み寄りがなされた結果、このような形になったと思います。説明会での住民の皆様からいただいた様々な御意見を総合的に勘案し、私の公約の一つでありますこの資源循環型施設解決に向けての第一歩の環境影響評価に着手することを

判断いたしました。環境影響評価が始まった後も、地域住民の皆様と話し合いを継続し、環境影響評価の進捗と並行して地域振興策などの2つの柱を基にしまして、信頼関係を築きながら資源循環型施設の少しでも早い建設に向けて努めてまいります。

以上です。

* 議長（土屋勝浩君） 宮下議員。

[11番 宮下省二君登壇]

* 11番（宮下省二君） 御答弁をいただきました。

本件につきましては、竹下連合長、平尾連合長、母袋連合長、土屋連合長と、20年以上にわたって歴代連合長に引き継がれてきました。ようやく現場主義の土屋連合長により、次のステージへ向けて進展となったわけであります。このことは2市1町1村の喜びであり、議会の喜びでもあります。正副連合長の御尽力に心から敬意と感謝を申し上げ、次の質問に入ります。

今後、資源循環型施設建設に向けて約4年にわたり、科学データ等により適地であるかどうかを判断するための詳細な環境に関する影響調査を行うわけですが、その期間中にぜひ実施していただきたい4点について伺います。1点目として、住民の皆さんの不安を解消するための環境に関する自主基準値の設定に向けた説明会の開催について、2点目として、毎年定期的に環境影響評価の進捗状況を住民の皆さんに周知するための説明会の開催について、3点目として、諏訪部地区の皆さんに対する説明会の開催について、4点目として、建設候補地周辺の地域振興等の地元対策について伺います。

次に、資源循環型施設建設に伴う総事業費及び財源として国等の補助金や交付金、有利な起債、市町村の負担額等の概算見込額はどうか、また建設スケジュール等はどうか。

以上伺いまして、私の質問といたします。

* 議長（土屋勝浩君） 両角事務局長。

[事務局長 両角 功君登壇]

* 事務局長（両角 功君） まず、環境影響評価期間中に実施すべき項目として、4点御質問いただきました。

1点目の自主基準値の設定に向けた説明会の開催についてでございますが、資源循環型施設においては、法令で定められている排出基準値より厳しい自主基準値を定めて、地域住民の皆様の安全安心を確保してまいりたいと考えております。自主基準値につきましては、今後地元の皆様と協議し検討してまいります。最終的には地元の皆様と締結する公害防止協定などに明示する予定であり、設定した具体的数値については、説明会などを通じて広く周知してまいります。

2点目の進捗状況を周知するための説明会についてでございますが、環境影響評価は都合4年程度と長い期間が必要となる手続でありまして、住民の皆様の御意見を聞きながら実施していく制度です。手続ごとに説明会を開催するとともに、得られた科学的データ、根拠等は住民の皆様へ分かりやすく情報提供してまいります。

3点目の諏訪部地域の皆様に対する説明会についてですが、9月6日に開催しました諏訪部地域を対象とした住民説明会とともに、併せて秋和自治会、上塩尻自治会、下塩尻自治会の地元説明会の議事録を諏訪部地域の皆様に各戸に郵送いたしまして、情報提供をいたしました。また、諏訪部地域の説明会におきましては、判断をするための情報そのものが入ってこない、協議する場に何らかの形で諏訪部の住民を参加させてもらいたいという御意見もいただきました。引き続き諏訪部地域の皆様への情報提供を行っていくとともに、説明会でいただいた意見を踏まえて話し合いに御参加いただけるよう取組を続けてまいります。

4点目の地域振興策等の地元対策についてですが、資源循環型施設建設の基本方針では、今後は住民の皆様のお意見をお聞きしながら、資源循環型施設の建設を契機とした周辺地域のまちづくりについても検討を開始してまいります、としておりまして、今後住民の皆様と定期的に協議を行える新たな組織を設けて、引き続き安心安全な施設の在り方とともに、地域のまちづくりについても協議してまいりたいと考えております。

次に、資源循環型施設建設に向けた総事業費、財源、建設スケジュールなどについてでございますが、来年度以降環境影響評価と並行して、資源循環型施設の基本的な設備の考え方や構成等を検討する施設整備基本計画を策定したいと考えております。基本的な設備構成などが決まっていない現段階では、総事業費の算出は困難であります。他施設での建設費を参考といたしますと、処理するごみ1トン当たりの建設費が8,000万円以上との報告がございます。仮にこの数字で試算しますと、現在想定する資源循環型施設の規模、1日当たりの処理量144トンに対しましては、建設費は約115億円となります。今後の施設整備の検討については、昨今の財政状況を鑑みまして、建設費の縮減についても十分配慮してまいります。

次に、施設建設の財源といたしましては、国の交付金である循環型社会形成推進交付金を活用してまいります。この交付金の交付率は、対象事業費の3分の1というふうになっておりますが、更に高い効率でのエネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備については、増嵩になりまして、2分の1の交付率となっております。また、起債については、一般廃棄物処理事業債を活用してまいりたいと考えてございます。これについても、詳細については今後検討ということになります。

次に、関係市町村の負担につきましては、ごみ処理広域化計画におきまして、資源循環型施設の建設費及び資源循環型施設に係る地域周辺の環境整備費等について、各市町村は一定のルールに応じて負担することとしております。負担割合につきましては、可燃ごみの搬入量に応じた搬入割と均等割などを組み入れることが考えられますが、これについても今後検討してまいります。

最後に、建設スケジュールについてでございますが、現行の第3次ごみ処理広域化計画では、おおむね7年の期間を見込んでおりました。その後、長野県条例の改正によりまして、環境影響評価の手続に配慮書の手続が新たに加わったことから、環境影響評価着手から施設稼働までおおむね8年程度必要で

あると考えてございます。いずれにいたしましても、稼働まで長い期間が必要となる事業であり、地元との協議を着実に進めながら、少しでも早い建設に向けて努めてまいります。

以上でございます。

* 議長（土屋勝浩君） 宮下議員の質問が終了しました。

ここで午後1時40分まで休憩といたします。

午後 1時25分 休 憩

午後 1時39分 再 開

* 議長（土屋勝浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問第2号、広域連合行政について、石合祐太議員の質問を許します。

石合議員。

[1番 石合祐太君登壇]

* 1番（石合祐太君） さきに通告しましたとおり、3項目について質問してまいります。

資源循環型施設建設候補地周辺地域の負担軽減のため、ごみの減量、再資源化を圏域全体で取り組むことについては、本年5月の広域連合臨時議会全員協議会で配付されました資源循環型施設検討委員会の協議結果において、この間の話し合いで対策連絡会は、ごみ問題は全住民の共通の問題であることから、建設地域への負担を最小限に抑えた安全安心な施設とするため、全住民がごみ減量に取り組むことを求めてきた。広域連合及び構成市町村でも対策連絡会の意見を踏まえ、ごみの減量、再資源化に向けた様々な取組を推進してきたとあります。対策連絡会を構成する建設候補地周辺6団体の方々も、全住民が取り組むことを求めておられる中で、広域連合としても重要課題と認識されています。

このことは、資源循環型施設建設の基本方針においても、基本方針1として取り上げられ、過日開かれた資源循環型施設建設に関わる住民説明会の中でも、大変重要な課題として連合長も強調しておられました。ごみの焼却処理量が減少することによって、新たに計画する資源循環型施設の規模がコンパクトなものになり、排ガス量やごみ搬入車両がそれぞれ減じるなど、地域の環境負荷が低減する効果が見込まれます。このことは、現在の3か所のクリーンセンターを統合する中では避けて通れない、圏域住民皆様お一人お一人に御理解と行動をいただく必要があります。

上田市では、7月に市廃棄物処理審議会から答申があった生ごみリサイクル推進プランを策定し、市民参加の取組を実施していくことを目指しており、東御市においては、既に先進的な取組をしておいでです。生ごみを堆肥化する生ごみリサイクル施設エコクリーンとうみが、平成29年12月から稼働しており、可燃ごみ減量化に向けての取組が着実な成果につながっているとお聞きしております。

そこで、伺いますが、広域連合構成市町村における過去10年間のごみ減量の推移はどうか。また、ご

み減量に向けた構成市町村の具体的取組の成果と課題を正副連合長に伺います。

2点として、平成28年2月に策定をされた第3次ごみ処理広域化計画の可燃ごみ減量化目標値について、減量化目標年度を迎えますが、とりわけ全可燃ごみの3分の1を占める事業系可燃ごみの減量と、家庭系生ごみ減量は課題であると認識をしておりますが、達成状況及び生ごみ処理に伴う対策等課題に対する今後の取組はどうか。令和3年2月に第3次ごみ処理広域化計画は改定見込みとお聞きしておりますが、改定する第4次ごみ処理広域化計画で、再設定する減量化目標値の設定根拠は何か、施設整備基本方針の再検討にあたり、留意する事項は何か。

第1問といたします。

* 議長（土屋勝浩君） 土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） まず、上田市の関係ということで、私から答弁させていただきます。上田市におけるごみ減量に向けた具体的な取組及び成果ですが、ごみの減量と再資源化を推進するため、可燃ごみとして処理される雑紙の分別を徹底する雑紙回収袋の全戸配布や、生ごみの自己処理を促す処理機器の購入費補助の拡充のほか、自治会別の住民説明会、各種啓発事業などを継続的に行ってまいりました。また、生ごみの自己処理を促すため、生ごみ処理機器や堆肥化機材を段ボールに入れてコンポスト化するぱっくんの利用促進、生ごみを自己処理して可燃ごみとして出さないと宣言する世帯の申請に対して無料でお渡しする生ごみ出しません袋などの施策を講じ、家庭系ごみの減量を実施してまいりました。圏域内のごみ排出量の8割以上を占める上田市では、そのうち生ごみが4割と言われております。これを自己処理を基本としつつ、自己処理が困難な地域に限定して分別収集を行うという方針を掲げました先ほど御指摘ありました生ごみリサイクル推進プランを、この8月に策定をさせていただきました。今後、上田市では、事業化に向け課題を踏まえ、具体的な検討を進めてまいります。

家庭系ごみの減量化につきましては、生ごみの処理費などを活用して、自己処理に取り組む市民一人一人の実践が重要と捉えております。ごみの減量や再資源化には、分別や水切りなど日常的に手間がかかります。このため、制度利用をする方は、ある程度限定されております。その裾野の拡大が課題と捉えております。制度の周知啓発とともに、手続の簡素化なども工夫して理解を広げ、実践を促してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

* 議長（土屋勝浩君） 花岡副広域連合長。

[副広域連合長 花岡利夫君登壇]

* 副広域連合長（花岡利夫君） 東御市のごみ減量に向けた取組等について答弁をさせていただきます。

東御市では、当広域連合の第3次ごみ処理広域化計画の策定に合わせて、第2次東御市一般廃棄物処理基本計画の策定を行い、令和2年度までに平成26年度実績に対して1,000トン以上減量化する可燃ごみ

減量化目標値を設定いたしました。東御市では、この減量化目標値の達成に向けて、その中心施策として市内全域を網羅した生ごみリサイクルシステムの構築の実現を目指し、平成30年3月1日に生ごみリサイクル施設エコクリーンとうみを本格稼働させました。

更に、施設建設の進捗と並行して、市内における生ごみ分別収集の実施のため、その収集及び分別等方法の在り方について検討を行い、市民の皆様方への周知を図ってまいりました。ハード、ソフト両面で準備を進め、平成29年12月1日の生ごみリサイクル施設の試運転開始に合わせて、田中、滋野地区での生ごみ分別収集を開始したのを皮切りに、その後段階的に分別収集範囲を広げ、今年度の12月1日に北御牧地区まで拡大することで、当市における生ごみリサイクルシステムが完成することとなります。

生ごみの処理量ですが、平成30年度で497トン、31年度で518トンの生ごみの堆肥化処理がなされ、平成31年度までで合計約34トンの堆肥を市民の皆様方に配布を行うことができました。

また、可燃ごみの減量化の状況ですが、平成31年度実績で3,725トンとなり、令和2年度での減量化目標値3,846トンに対して、1年前倒しで目標を達成することができました。東御市は、生ごみリサイクルシステムのさらなる推進と、従来施設である生ごみ処理機等補助制度等の継続、そして基本的事項となりますが、ごみの分別及び水切りの周知徹底等を含む市民及び事業所へのごみ減量化、3R推進の啓発を引き続き実施し、資源循環型施設の整備推進のため、減量化目標値の達成を目標に各施策を進めてまいります。

* 議長（土屋勝浩君） 北村副広域連合長。

[副広域連合長 北村政夫君登壇]

* 副広域連合長（北村政夫君） 青木村のごみ減量に向けた取組等について答弁をさせていただきます。

青木村女性団体連絡会の幹部の皆さんには、長年この問題に真剣に取り組んでいただいております、今日も幹部の皆さんが後ろの傍聴席におられます。この皆さんは、段ボールコンポストの製作の実践を行いまして、参加者にその作成した段ボールコンポストを配布し、生ごみの堆肥化の普及促進を図っていただいております。

2つ目といたしまして、各家庭への補助制度といたしまして、生ごみの処理機及び生ごみの処理槽に対しまして補助金を交付しております。毎年多くの方に御利用いただいております。また、青木村の産業祭には、ごみの減量化の機器の展示を行いまして、その宣伝に努めているところでございます。

3つ目といたしまして、本年よりごみの減量化資材生産者の補助金交付事業を始めました。これは、減量化に資する資材の生産者に経費の一部を補助いたしまして販売価格を抑えることによりまして、当該資材の普及を促進させるものでございます。現在、普及を図っているものには、竹を粉碎して粉状にいたしました竹パウダーがでございます。竹には、糖分、ミネラル、ケイ酸等が豊富に含まれておりまして、この竹パウダーと生ごみを混ぜることによりまして、生ごみの微生物の分解が促進され、また良好な堆肥にすることができます。更に、このパウダーを使うことによりまして、生ごみの持つ臭気が相当

軽減されまして、その対策としても大いに活用されているところでございます。道の駅あおきにおきまして、村から200円の補助を出しまして、1袋、20リットル入りのパウダーを300円と、大変安価で販売をしているところでございます。

他の施策といたしましては、紙のごみ、雑紙として資源化させる雑紙回収ボックスを、全戸に配布をいたしました。更に、減量化の推進を月1回実施しておりましたけれども、資源物の回収の場所、そして回数を増やすことによりまして、再資源化の促進を図っております。

最後になりますけれども、分別についてでございます。間違っただごみの出し方あるいは分かりづらい分別などにつきましては、実際の不適切な分別状況の写真あるいはイラストなどによりまして、どこが悪いのか、どう分別すればいいのかなど分かりやすい解説をつけまして、「広報あおき」において、適切な分別を御確認いただけるよう周知を図っているところでございます。村といたしましても、引き続きごみ減量化意識の啓発、そして減量化機器、資材の普及促進などによりまして、ごみの減量、資源化に努めてまいります。

* 議長（土屋勝浩君） 羽田副広域連合長。

[副広域連合長（代理） 高見澤高明君登壇]

* 副広域連合長（代理）（高見澤高明君） 長和町の副町長の高見澤と申します。本日、羽田町長の代理として出席を許されておりますので、私から長和町のごみ減量に向けた取組等について答弁をさせていただきます。

長和町におきましては、現状燃やせるごみと燃やせないごみ、8種類、21品目に分類することを住民の皆様へお願いをし、ごみの減量、再資源化に努めておるところでございます。このような中で、燃やせるごみのうち重量的にも排出組成の割合が高い生ごみにつきましては、平成24年度から生ごみの分別収集をいち早く取り入れ、燃やせるごみの減量化に積極的に取り組んでまいりました。分別した生ごみの処理につきましては、現在長和町の長門牧場敷地内に建設をいたしました生ごみ堆肥化処理施設において、分別により町内から収集した生ごみと、町内から排出されました下水道汚泥、し尿等汚泥を原料とし、好気性好熱菌発酵方式により堆肥化処理を行っております。完成しました堆肥につきましては、無料で住民の皆様へ配布を行うことで、ごみの減量、再資源化に取り組んでおるところでございます。

なお、生ごみ堆肥化処理施設で生ごみ等の処理方法として採用しています好気性好熱菌発酵方式による堆肥化処理は、生ごみ等を堆肥化する過程のにおいもほとんど気にならず、また施設がある場所が長門牧場敷地内ということもあり、においに対する苦情等の課題については、現在ありません。生ごみの分別を開始した平成24年度のごみ処理状況を述べさせていただきますと、生ごみの収集が73トンで、可燃ごみ1,002トンで、対前年度比13.1パーセントの減となり、生ごみの分別により可燃ごみの減量につながったことがうかがえます。しかし、令和元年度の実績では、生ごみの処理量が69.5トンで、生ごみの分別を開始した24年度と比較いたしますと、生ごみの処理量は残念ながら減少しており、可燃ごみの処理量については991トンと減少はしているものの、町の人口減少等を考えた場合、思った以上にごみの減

量、再資源化につながっていない状況であることがうかがえ、今後におきましても今まで以上の対策が必要であると認識をしています。

当町が実施しております生ごみの分別収集による堆肥化や燃やせないごみの分別収集、また個人による生ごみ処理のための生ごみ減容化機器購入補助金事業を含め、これらはごみの減量、再資源化につながるものであり、そのためには住民の皆様のご協力が必要不可欠であることから、今後も住民の皆様へごみの減量、再資源化に向けた取組等を周知し、御協力をお願いし、町全体でごみの減量、再資源化に取り組んでまいります。

以上です。

* 議長（土屋勝浩君） 両角事務局長。

[事務局長 両角 功君登壇]

* 事務局長（両角 功君） 私からは、まず広域連合及び関係市町村における過去10年間のごみ減量の推移について、数値的な面で申し上げたいと思います。

広域全体では、平成22年度の年間可燃ごみ排出量4万1,681トンに対して、令和元年度は3万9,727トンと1,954トンの減量となっております。各関係市町村においては、上田市では令和元年度から平成22年度の10年間で515トンの減量、東御市では同じく10年間で1,144トンの減量、同じく長和町では10年間で121トンの減量、青木村では10年間で174トンの減量というふうになってございます。

次に、第3次ごみ処理広域化計画における可燃ごみ減量化目標値の達成状況及び課題に対する取組についてでございますが、平成28年2月に策定しました第3次計画において定めている可燃ごみ減量化目標値は、目標年度を令和2年度として3万6,933トンとしております。それに対し、令和元年度の実績値は3万9,727トンとなっております、今年度1年間で2,794トンの減量が必要となります。その達成については、非常に厳しい状況にあると認識しております。

課題といたしましては、家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみ、ともに更なる減量化が必要となりますが、特に事業系可燃ごみにつきましては、平成29年度の排出量に比べ、平成30年度、令和元年度と2年続けての増加となっております。景気変動による事業量の増減が、事業系可燃ごみの排出量に影響を及ぼしているところでございますが、事業者の皆様に対し、更にごみの減量、資源化の働きかけを強化してまいりたいと考えております。

また、家庭系可燃ごみにつきましては、圏域住民の皆様のご協力によりまして、年々減少傾向となっておりますが、平成30年度の年間排出量に対しまして、令和元年度につきましては、ほぼ横ばいとなっている状況でございます。さらなる家庭系可燃ごみの減量には、生ごみをできるだけ資源化することが重要と考えております。引き続き啓発に努めまして、関係市町村と連携しながら圏域住民一人一人にごみの減量と再資源化を促しまして、その定着を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、第4次計画の減量化目標値設定の根拠などについてでございますが、現在の第3次計画の可燃ごみ減量化目標年度が、今年度において最終年度を迎えるということから、新たな減量化目標値の設定

が必要なこと、更に、各種データ等の更新、資源循環型施設検討委員会の協議結果を踏まえた修正などのために、今年度中に第4次計画として改定を予定しております。第4次計画への可燃ごみ減量化目標値の設定につきましては、国で策定している循環型社会形成推進基本計画における目標値を参考にしております。また、さらなるごみ減量化を進めるために、第3次計画より更に低い数値を目指すこととしておりますが、本目標値は計画している資源循環型施設の焼却処理能力の根拠にもなることから、実現可能な数値を設定するというようにしております。

最後に、施設整備基本方針の留意事項といたしましては、焼却炉の構成について3炉構成を基本とすることなど、資源循環型施設建設対策連絡会の問題提起や、資源循環型施設検討委員会の協議結果を最大限尊重した設備方針を取り込むということにしております。

以上でございます。

* 議長（土屋勝浩君） 石合議員。

[1番 石合祐太君登壇]

* 1番（石合祐太君） 御答弁いただきました。各市町村における積極的な取組に敬意を表したいと思います。

一括して伺います。次に、清浄園機能移転後のし尿処理について伺います。清浄園に資源循環型施設を建設するために、清浄園機能を移転する際のし尿等は、広域連合を構成する市町村ごとに移転する方針となっています。東御市、長和町、青木村では、上田市に先駆けて対応しておられますが、し尿処理は現状どのように行っているか。また、清浄園機能移転後の方針はどうか。構成市町村内の施設が故障等で使用できない場合の対応は、どのように行う考えか。

続けて、最終処分場について伺います。現在、広域管内の最終処分場については、上田市下室賀最終処分場、東御市一般廃棄物最終処分場で行われておりますが、現在の状況はどうか。また、最終処分場の建設場所については、ごみ処理広域化計画の中で資源循環型施設を建設する市町村以外の市町村が受け持つことを基本とするとなっております。調整状況を問うた昨年令和元年10月広域連合定例会における宮下省二議員の一般質問に対する答弁で、連合長は最終処分場について、資源循環型施設建設に向けた取組を最優先にしている。今後、最終処分場の整備に向けた取組については、資源循環型施設建設の進捗状況を見据え、関係市町村との連携を図りながら進めてまいりたいと答弁をされています。ちょうど1年が経過いたしますが、検討は進んでいるのでしょうか。また、次の最終処分場決定の手続はどうか伺い、私の質問といたします。

* 議長（土屋勝浩君） 両角事務局長。

[事務局長 両角 功君登壇]

* 事務局長（両角 功君） まず、清浄園機能移転後のし尿処理についての御質問に御答弁いたします。

資源循環型施設を清浄園用地に建設する提案によりまして、し尿や浄化槽汚泥は各市町村の責任にお

いて処理する方針となり、現在清浄園では、上田市のみからの受入れ処理となっております。東御市においては、平成29年4月から川西保健衛生施設組合が管理するし尿処理施設で処理を行っております。長和町及び青木村については、長和町が管理する下水処理場の長門水処理センター内に長和町汚泥再生処理センターを建設し、平成30年4月から両町村による共同処理が行われております。上田市におきましては、先ほどの宮下議員の御質問に対する連合長答弁にありまして、し尿前処理下水道投入施設を南部終末処理場内に建設する予定でありまして、現在早期建設に向け鋭意取り組んでいるとのことでございます。

清浄園機能移転後のし尿処理につきましては、それぞれの市町村において処理を継続していただくこととなります。仮に市町村施設が稼働停止となった場合、圏域内の市町村間の相互協力による処理や、更には圏域外の施設へ処理依頼を行うなどしていただき、安定的、継続的な処理が図れるよう努めていただくこととしております。

私からは以上でございます。

* 議長（土屋勝浩君） 土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 最終処分場についての御質問でございます。

現在、圏域内で関係市町村が管理しており、かつ焼却灰の埋立てが可能な最終処分場は、上田市下室賀最終処分場と東御市一般廃棄物最終処分場の2施設であります。上田市下室賀最終処分場は、上田クリーンセンターから排出される焼却灰の一部を、また東御市一般廃棄物最終処分場は、東部クリーンセンターから排出される焼却灰及び東御市不燃物処理施設から排出される不燃物を受け入れております。両処分場とも、平成8年から埋立てを開始し、既に24年経過していることから、残余容量も少なくなってきました。そのため、今後資源循環型施設の稼働後に排出される焼却灰については、この2つの最終処分場での受入れは困難であり、新たな最終処分場の建設が必要と考えております。これまでは、資源循環型施設建設に向けた取組を最優先としてまいりましたが、今後は環境影響評価の実施と並行して、最終処分場建設に向けた取組にも力を入れてまいりたいと考えております。

石合議員の御指摘のとおり、ごみ処理広域化計画では、最終処分場の建設場所については、資源循環型施設を建設する以外の市町村が受け持つことを基本とするとしております。最終処分場につきましては、資源循環型施設と同様、この建設までには相当な時間が必要であると考えられます。これから本格的な検討を始めることとなりますが、関係市町村と連携を図りながら、まずは予想される埋立量や最終処分場の必要容量及び必要面積等の諸条件の整理、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

* 議長（土屋勝浩君） 石合議員の質問が終了しました。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

各議案は、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次回は、10月23日午後1時半から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時07分 散 会